野田市生涯学習センター（欅のホール）小ホール  
新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル

令和2年11月13日

野田市教育委員会

# １．策定の目的

このマニュアルは、野田市生涯学習センター（欅のホール）小ホールにおいて公演主催者が行う新型コロナウイルス感染症の感染防止の対策について、野田市新型コロナウイルス対策本部において決定した事項及び全国公立文化施設協会が作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版(令和2年9月18日)」を踏まえ策定しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、適宜見直しを行います。

# ２．感染防止のための基本的な考え方

　国や千葉県においては、令和2年9月19日から11月末まで、大声での歓声や声援等がないことを前提に、感染防止対策を徹底したうえで収容率の上限を100％としている。

　野田市においては、東葛圏域の感染者が千葉県内の他の地域に比べて多く、市内でも毎日のように感染者が発生しており、直近一週間の10万人当たり累積新規感染者感染状況も高い状態で推移していることから、9月24日の千葉県における東葛圏域の病床確保計画のフェーズ3からフェーズ2への引き下げに合わせ、収容率の上限を緩和する予定であった。

現在、千葉県における東葛圏域の病床確保計画はフェーズ3を維持しているものの、感染防止対策と経済活動を両立させるとともに、市民の文化芸術活動に触れる機会を取り戻し、市民の文化活動を振興していく必要がある。

　一方で、イベント開催時の感染リスクについては、収容率の問題よりも入退場時のロビーやトイレなどが高いことから、徹底した感染防止対策を行い安全性が担保された場合のみ収容率の緩和を認めることとした。

　収容率を緩和したイベント開催の判断については、興行主から感染防止対策計画書等の提出を求め、教育委員会が内容についてチェックを行い、入退場時のロビーやトイレなどを含む徹底した感染防止対策を確認したうえで、安全性が担保できると認めた場合に限り、客席収容率の上限を100％とする。

以上のことから、本館の特性、実施事業の態様や規模を十分に踏まえ、管理・運営に従事する者、自主事業や委託文化事業、貸館事業において公演の鑑賞等のために来場する方々、公演等の出演者や関係スタッフへの新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間）、②密集場所（多くの人が密集）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声）という 3 つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いため、こうした環境の発生を極力防止し、館内活動に関わるすべての主体が相互に徹底して感染回避に取り組むこととする。

# ３．実施する感染防止対策

　各項目のうち、★印の項目は、客席収容率50％の制限を緩和する場合に必ず行うものとし、収容率を50％以下とする場合もできる限り行うものとする。

# （１）公演全般

・館内のドアノブや手すり等、別紙会場平面図に示した不特定多数が触れやすい場所は、開場前までと公演開始後、休憩後、公演終了後に次亜塩素酸ナトリウム液により消毒を行う。次亜塩素酸ナトリウム液の使用が不適な物品の場合は、アルコール除菌シートを使うなど、次善の適切な手段により消毒を行う。

・客席は、開場から公演開始1分前までと、休憩中、公演終了直後にドアを開け換気を行う。

・ロビーは、入退場時は常時、入場後と休憩中、休憩後は10分間、会場入口のドアを開け換気を行う。

・会場入口、トイレ入口に手指消毒用の消毒液を設置する。その際、不足が生じないよう定期的に点検、補充を行う。

・館内におけるマスク着用を義務付ける。幼児や傷病等により着用が難しい場合は、咳エチケットの励行等、最大限の感染防止に努めてもらう。

・感染防止対策のための人員については、別紙会場平面図に示した人員配置を確実に行うとともに、必要に応じてさらに配置するものとする。

# （２）個別対策

# ①楽屋

・楽屋口に手指消毒用の消毒液を設置する。その際、不足が生じないよう定期的に点検、補充を行う。

・公演主催者や公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1メートルを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努める。

・公演時の出演者を除き、館内ではマスクを着用する。

・公演前後の手指消毒を徹底する。

・楽屋、控室等は、不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行い、部屋ごとに手指消毒用の消毒液を設置する。

・楽屋は、密にならないよう施設が定めた定員制限を遵守し、常時換気を行う。

・ケータリングは、共有の飲食物は避け、小分けにして使い捨ての紙食器を使用する。

・ごみの持ち帰りを徹底する。

・機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を制限する。

・来場者や関係者等、それぞれの立ち入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリア等に立ち入ること等を制限）する。

# ②当日チケットの販売

・販売窓口の係員は、マスクとともにフェイスシールドを着用する。

・窓口に行列ができそうな場合は、必要な人員を配置し、最低1メートルの間隔を空けた整列を行う。

# ③小ホール入口（入場時）

★開場時刻は、少なくとも公演1時間前とする。

★客席のゾーンごとに入場時刻を定めるなど、大勢の来場者で密にならないようにする。

・会場入口の行列は、足下に最低1メートルの間隔を空けた整列の表示に従い、必要な人員を配置し整列させる。

・手指消毒用の消毒液を設置し、手指の消毒を徹底する。

・マスク着用を義務付ける。予備のマスクを用意し、未所持の人に渡す。

・非接触型体温計や顔認証サーマルカメラを用意し体温測定を行う。発熱がある場合は、入場をお断りする。

・体調不良者は、入場をお断りする。

・チケットもぎりの際は、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、スタッフが目視で確認するなど、手渡しが行われないようにする。

・プログラムやチラシ類は手渡しせず、来場者が直接持っていくか、事前に席に置くなど、接触を減らす工夫を行う。

・感染者が発生した場合に備え、チケット購入時に記入用紙を発行し来場時に提出してもらうなど、主催者が来場者の氏名、連絡先を把握し、おおむね1か月間保持する。記入用紙には、感染者が発生した場合に保健所に提出する旨を記載する。

・個人情報の保護の観点から、来場者の氏名、連絡先は厳重に保管し、保持期間経過後は適切に廃棄する。

・来場者がロビーに滞留したり、対面通行になったりしないよう、入口から客席までの動線を確保する。

・来場者に接触確認アプリの導入を案内する。また、公演中の携帯電話等の抑制案内は、接触確認アプリの作動を妨げないようにするため、電源を切らずにマナーモードにするよう促す。

# ④ロビー・ホワイエ

・入退場時や休憩時は、人員を配置し、近距離による対面での会話や滞留を抑制する。

・ソファーは、1席置きとなるよう使用を制限する。

・館内での食事は、長時間マスクを外すことが想定されるため禁止とする。ただし、教育委員会が認めた場合は可とする。

# ⑤物品販売

・現金の取扱いを減らすため、オンライン販売やキャッシュレス決済を行うこととし、やむを得ず現金を取扱う場合は、密にならないよう最低1メートルの間隔を空けて整列させる。

・多くの者が触れるようなサンプル品や見本品は取扱わず、商品を事前にパンフレット等で周知するなど、密を発生させない工夫をする。

・食品の販売は行わない（館内での食事は禁止）。

・アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、購買者との間を遮蔽する。ただし、間仕切りについては、火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには設置しないか、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用する。

・販売員は、マスクの着用に加え、手袋やフェイスシールド等を着用する。

# ⑥トイレ

・入口に人員を配置し、利用者に対し石鹸と流水による手指の除菌を呼びかける。

・入口に手指消毒用の消毒液を設置する。

・トイレ入口に行列ができそうな場合は、足下に最低1メートルの間隔を空けた整列の表示に従い整列させる。

・公演開始後や休憩後、次亜塩素酸ナトリウム液またはアルコール除菌シートによりドアノブやトイレレバー等の消毒を行う。

・トイレが密にならないよう、小ホール外の3階トイレなどの利用を呼び掛け、案内表示を掲示する。

# ⑦客席

★客席のひじ掛けの利用については、左右いずれかに統一するよう来場者に案内する。

★配席については、指定席とする。

・客席収容率を50％以下とする場合は、座席の前後左右を1席以上空けて配席する。

・感染リスクが高まる演出（声援を求める、来場者をステージにあげる、ハイタッチする等）は行わない。

・休憩回数を増やしたり、休憩時間を長めにとったりして、十分な換気ができるようにするとともに、ロビーやトイレの混雑が生じないようにする。

・休憩時や入退場時は、会話抑制を周知する。

# ⑧小ホール出口（退場時）

・客席から出口までの退場については、ゾーンごとの時間差とし、ロビー、ホワイエに人員を配置し滞留させない。

・来場者に対し、出待ちや見送り、差し入れ等は固く断る。

# ４．新型コロナウイルス感染防止対策計画書

　収容率を緩和したイベント開催を希望する場合は、別紙「新型コロナウイルス感染防止対策計画書」を作成し、教育委員会に提出してください（提出先は生涯学習センター）。

　教育委員会は、提出された計画書をチェックし、入退場時のロビーやトイレなどを含む徹底した感染防止対策を確認したうえで、安全性が担保できると認めた場合に限り、客席収容率の上限を緩和します。